

# 法典編纂期愛媛県における法学教育の草創

——松山講法会と海南研法会を中心に——

矢野達雄

## 目次

はじめに

### 一 愛媛県における法律学修・研究団体

(1) 松山講法会

(2) 海南研法会

(3) 高松法律会など

(4) その他の法律学修・研究団体

### 二 明治二〇年代愛媛の政治状況と法律学

(1) 私立法律学校創立の二つのヤマ

(2) 予讀法学協会

(3) 政治状況との関連

むすびにかえて

【史料】

- I 松山講法会関係新聞記事 (1)~(11)
- II 海南研法会関係新聞記事 (12)~(23)
- III 高松法律会関係新聞記事 (24)~(30)

はじめに

二〇一九年十一月、法律学校研究会の方々七名<sup>(1)</sup>が広島修道大学附属図書館に來校された。法律学校研究会は、五大法律学校と称された専修学校、明治法律学校、英吉利法律学校、和仏法律学校、日本法律学校をそれぞれ前身とする専修大学、明治大学、中央大学、政法大学、日本大学の大学史関係者の集まりである。各大学において個別に行ってきた沿革史研究、なかでも草創期の法律学校研究を相互に比較し横断的な研究として進展させるため二〇一二年に立ち上げられた研究団体である。

同研究会は、最初の課題として草創期における各法律学校の連携と対抗の実態解明に取り組み、その成果は報告書『明治期私立法律学校の連携と対抗―大学史資料の共同利用の可能性をさぐる―』(以後『連携と対抗』と略称する)にまとめられた。<sup>(2)</sup>そしてそのあと、第二の課題として一八八〇年代以降の法学教育の地方普及とその実態の解明に取り組んでいる。今回の広島修道大学訪問は、第二の課題研究の一環として、広島法律学校など地方の法律学校の沿革調査ならびに広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会の活動について聞き取り調査を行い、併せて附属図書館の擁するコレクション「明治法曹文庫」の見学を目的としているとのことであった。

法律学校研究会の来校に際して、同会メンバーによる聞き取りの会合がもたれた。聞き取りの対象として増田修弁護士（「広島法律学校沿革史」などの著者）および矢野が呼ばれ、さらにこの会合には広島修道大学関係者として居石正和法学部教授および附属図書館職員有田真理子が同席した。

さて前述のように、法律学校研究会では地方にあった法律学校の調査をすでに進めており、その成果は研究成果報告書『近代法胎動期における私立法学系高等教育の地方普及とその教育実態の系統的解明』（以後『地方普及』と略称する）にまとめられていた。<sup>(3)</sup>『連携と対抗』および『地方普及』の二冊の報告書は研究会メンバーの来校前にわれわれの許に届けられた。『連携と対抗』では、言及のあった地方の法律学校は二〇校にとどまっていたが、『地方普及』では、北海道から九州まで全国にわたる地方の法律学校が検討されており、合計は二四三校にのぼっている。<sup>(4)</sup>研究が格段に進展していることに驚かされた。

その中で私の気になったのは、中・四国地方における私立法律学校の一覧表である。四国については高知県の六ヶ所、徳島県の一校のみが掲載され、愛媛・香川の両県は、法律学校の空白地となっていたのである。<sup>(5)</sup>『地方普及』の著者によれば、報告書の記載は、主に各県統計書に依拠したが、両県については県統計書で確認できなかったとのことであった。

しかし私の記憶を探ると、愛媛県に存在した法律学修・研究団体に関する記述を見た記憶がおぼろげながら存在した。かつて「海南新聞」<sup>(6)</sup>を悉皆調査したことがあったがその折りに瞥見したのではないかと思いついた。そこで改めて同紙の調査を行い、若干の関連記事を発見することができた。

そこで本稿では、当時の「海南新聞」の記事を利用し、愛媛県における法律学校ないし法律研究団体の存在および態様を確認してみたいと思う。またこの作業は、香川県の空白を埋める作業ともなるであろう。<sup>(8)</sup>

一 愛媛県における各種法律学修・研究団体

東京のいわゆる五大法律学校があいついで誕生したのは、明治一〇年代である。<sup>9)</sup>明治一〇年代は、体制の構築をめざす政府と自由民権運動がはげしくせめぎ合った時代であった。しかし一〇年代後半には激化諸事件は制圧され、二〇年代になると政府が権力支配の基盤を確かめるため諸法典を整備する時代を迎える。この段階になると、各地方において進んで法律を学修せんとする団体が生まれる。地方に叢生した法律学校等学修・研究を行う団体は、大きく分けて二つの目的を有していた。第一は、志ある地方の学徒に法曹への途を開くことであり、第二は新法典など法律に関する知識を普及させ各地の実務に貢献することであった。各地の法律学校等が、このうちどちらに重点を置くかは当該地域の実情によって異なる。

(一) 松山講法会

愛媛県において、法律を学修しようとする団体が生まれたのは、明治二〇年代においてである。松山講法会なる組織が立ち上がったのである。「海南新聞」紙上における松山講法会に関する記事の初見は、明治二一(一八八八)年二月九日付第三二〇一号である(後掲史料・記事①)。松山の青年に対し「法律及び経済学の研究」機会を与えるため夜学で学修する機関を設けようと奔走中という記事である。奔走している人物の名前は明らかにされていないが、講師の候補者名は挙げられており、「松山始審裁判所判事林田好雄、若林秀溪、代言人井上要諸氏其他二三の人々」に依嘱とある。記事の表題が「松山講法会」であることから、会の名称も固まっていたとみられる。

その後、次第に計画は具体化し、「海南新聞」は、数回にわたって記事を掲載し、準備の模様を伝えている。そして、同年四月一日に、松山講法会は、松山北京町正法寺で開会式を挙げた。「海南新聞」は、発会式の模様や、発会後の活動等についても伝えている（記事⑦）。これらの記事を踏まえて、同会の概要を以下に摘記しておく。

**所在地** 当初の報道（記事②）では、同会は松山湊町一丁目に設ける予定であった。しかし一週間後の広告（記事④）では、会場狭隘のため松山北京町正法寺に移転する旨を伝えている。その後の例会も正法寺で開催されたと考えられる。

現在は松山北京町という地名はなく、かつて同寺のあった場所は松山市二番町二丁目付近と考えられる。正法寺も移転し、移転先は不明である。

**主宰者** 四月六日付「海南新聞」第三一四七号は、松山講法会の「仮規則」の全文を掲載し、また開講科目と担当講師名を披露している（記事⑤）。その記事の中で、本会の会主は石橋正邦と明記されている。石橋は、四月一五日の発会式においても、祝詞を朗読し、会主としての役割を務めている。しかし、当時の『官員録』その他を見るに石橋は判検事ではなく、また有資格の代言人でもない。石橋の人物像については、今日まで情報が得られていない。

**松山講法会設立の趣旨** つぎに講法会の趣旨・目的について見てみよう。「仮規則」第一条では「本会は法律学並に行政学経済学等を講授し専ら実地応用を練習せしむるを目的とす」と述べている。法律学の講授と実地応用、すなわち実用目的が、第一義的に掲げられている。

また会設立の「趣旨書」（記事⑥参照）では、つぎのように述べている。

夫れ法律は天理に則とりて人事を規するものなり、唯夫れ天理に則る是を以て其義、深し、唯夫れ人事を規す是を以て其用、広し、其義深ふして其用広ければ人、皆之れを学ひて勉めざる可らず 而して之れを学ぶに序あり 之れを

習ふに要あり 若し学ふに其序を失し習ふに其要を得されは則ち義の深きを究め用の広きを全ふするを得す 是れ松山講法会の設ある所以なり

すなわち法を天理に則るものととらえ、その用は広く、その義は深いと述べている。しかしこれを学修するには順序がある、その順序を間違えると、深い義を究めることもできず、その用を全うすることはできないとしている。また、現在の世界は財産法や売買法などすべて法に支配され法に従って運用されているので、法を知らずして世に立つことはできない、とも述べる。しかして法を学ぼうとするものは多いが自学自習で会得することは困難であり、ことにこの地は僻遠にあるので、師や友を得るにも不便である、と法律学習の困難性を強調している。そこで、裁判官や状師<sup>II</sup> 代理人の賛同を得て設立された松山講法会は、「師友共に講習するの便」を開こうとするものであると述べる。

以上が、松山講法会設立の趣旨である。ここでは、法は「天理」に則るとは言いながら、その「天理」とは何かということの言明は慎重に避けられている。もしこの段階で「天理」について説くとすれば、「天賦人權論」についてどのような立場をとるかということに言及せざるをえないであろう。それゆえ「天理」の中味への言及は回避したものと思われる。すなわち、自由民権論的色彩を払拭したうえで、本会設立の意義を専ら法律を学ぶことの実用性に収斂させているのである。講義科目および講師陣 「仮規則」では、「日本刑法、日本治罪法、仏国民法、仏国訴訟法、仏国商法、行政法、経済学」を講義することになっていた(第四条)。また、担当講師には、つぎの人々が擬せられている(なお( )は講師の当時の肩書きであり、筆者―矢野が補った)。

担任講師

人事篇 商法 林田 好雄(松山始審裁判所判事試補)

財産篇 売買篇 若林 秀溪（京橋区治安裁判所判事試補）

刑 法 木村 米次郎（松山治安裁判所判事試補）

契約法 高須 峰造<sup>(10)</sup>（代言人）

治罪法 井上 要<sup>(11)</sup>（代言人）

英法代理法 経済学 桜井 義廉（不明）

会 主 石橋 正邦（不明）

書 記 森 寛雄（不明）

全 山内 百次郎（不明）

「松山講法会設立の趣旨」中に「幸に判官状師諸氏の賛助を得て」という文言があり、また開会式における会主石橋正邦の祝文中にも、「幸に判官並に識者諸氏の賛助を得て」とある。この文言のごとく、裁判所の判事試補や有資格代言人が講師予定者となっている。しかし、担任講師の一人に名を連ねている若林秀溪については疑問がある。これについてはあとで言及する。

また、この計画通り授業が開講されたとしても、法律科目は民法五（人事篇・財産篇・売買篇・契約法・英法代理法）、商法一、刑法一、治罪法一の八科目しかない。唯一の英法的色彩の科目として桜井の英法代理法があるが、これを除けば、全体的にフランス法を中心に講義されたであろうことは、想像に難くない。また、「仮規則」で示された予定科目のうち、仏国訴訟法・行政法には担当者が配されていない。おそらく適任者を求めることができなかったのであろう。

開講の頻度および形式 講義は夜学（午後七時開始）が予定されていた。週に三回開講し、そのほか法律上の討論会を一

回開くとしている。

明治二二年四月一七日付の「海南新聞」第三一五六号(記事⑦)によれば、当初は週三回の講義の方針を貫こうとしたものと思われ、月曜日には高須峰造、井上要の両氏、水曜日には若林秀溪、木村米次郎の両氏、土曜日には林田好雄、桜井義廉の両氏が午後七時より出会して十時までそれぞれ担任の科目を講ずると計画を述べている。

### 会員の権利義務

会員は、通常会員と賛助会員に分かれる。通常会員は「法律の教授を受ける者」すなわち受講者をいい、賛助会員は「本の趣旨を賛成し本会の維持を助くるもの」である(第三条)。

通常会員は入会に際して、束脩金三〇銭を納めなければならないが、初度は一〇〇名限り無束脩とするとある(第一八条)。「束脩金」とは入会金であり、最初の入会者にはそれを免除するとの規定である。また賛助会員とは、本会に「金三圓以上を義捐するもの」をいう(第二一条)とあるから、これは一回かぎりの賛助金であろう。

会費については、通常会員は一月に金二〇銭、賛助会員は月に一〇銭であり、年二回三月と九月に前納する。各自都合で一ヶ月毎に納めてもよいとする(第十九条)。

役員 役員の制度および任用については、「役員任用及び撰挙法等は追て之を定む」とあり、体制が整わないままスタートした気配が濃厚である。ただし暫定的に、次のような役員を置いた。役員はすべて無給とある(第九条)。

会主(幹事を兼ねる)……一名、会主は本会に関する一切の事務を管理し併せて本会会計の事務を掌る。

幹事……教授に関する一切のことを幹理す。

書記……定員なし、書記は会主及幹事の指揮に従い雑務を処理する。書記の雇い入れについては、日当を給することも



ある。

右記役員のうち、明確になっている者は、会主―石橋正邦と、書記の森寛雄および山内百次郎の二名のみである。

### 開会式

松山講法会の開会式は、先述のように明治二一年四月一五日午後四時から北京町正法寺で行われた（記事⑦）。

まず会主の石橋正邦が立って祝詞を朗読した。石橋の祝文は、四月二〇日付「海南新聞」第三二五九号に掲載されている（記事⑧）。内容的に見ると、冒頭の「夫れ法律は其意深くして其用甚だ広し」と述べた部分は、さきの「松山講法会設立の趣旨」に酷似している。さらに法律の意義について、「之を大にしては国権を拡張し一国の独立を計るより、之を小にしては一家を維持し一身の権利自由を保護する皆法律に拠らざるはなし」と敷衍する。この部分については、国権拡張を加える一方、一身の権利自由の擁護にも言及しており、注目される。

その後、講師の井上要が、「会への出講の由縁」を述べ、さらに講師高須峰造は、「己の身体財産を保護するためには、法律の学習が不可欠である」と、演説した。

開会式にどれほどの人数が参会したか定かではないが、これまでに入会の申し込みが数十名あったと記しているところから、この程度は集まったのであろう。

### 法律討論会

松山講法会の事業の二つの大きな柱は、毎週三回の授業開講と法律討論会の開催である。法律討論会は、毎回講師の提出した法律問題について、異なった意見同士で議論を闘わせ優劣を競う催しである。当時、法律学を啓蒙する手段方法として盛んに行われたようである。

六月七日松山講法会において、法律討論会が開催された。「海南新聞」第三二〇三号によれば、討論された問題は、「甲者丙女を愛慕すること久し偶々乙者の助けを得て遂に強姦せり乙者の処分如何」という刑法の問題で、本問は谷検事発題の問題であった(記事⑩)。この問題をめぐって、正犯説と従犯説に分かれて甲論乙駁、激しく討論したと、新聞記事は伝える。

おそらくこれが第一回目の法律討論会であった。その後同様の討論会が開かれたかどうかは、後続の報道がないので、確認できない。

### 松山講法会運営の実情

このように発足した松山講法会であるが、順調に回を重ね発展していったかどうか定かでない。というのは、前項の法律討論会の記事以降、「海南新聞」の報道記事が途切れているからである。

松山講法会が順調に運営されたかどうかに関して、懸念のひとつは受講生の数である。当初申込み者数十名と伝えられた(記事⑦)が、その数が増えたかどうか問題であるが、この点については「海南新聞」を見るかぎり情報がなく、何ともいいがたい。

もうひとつは同会の講師陣の内容に関してである。さきに見たように、同会の講師は裁判所の判事試補および状師<sup>12</sup>代言人が担った。前者に相当する講師として、林田好雄・若林秀溪・木村米次郎の三名が挙げられている。このうち林田は松山始審裁判所判事試補であり、木村は松山治安裁判所判事試補であるので、問題は少ない。

しかし『職員録』<sup>13</sup>の上では、若林秀溪の名は、松山やその周辺の裁判所では確認できない。実は若林は、明治二二年版『職員録』<sup>14</sup>では、東京始審裁判所管下の京橋区治安裁判所の判事試補として記載されているのである。なにゆえ京橋区治安

裁判所判事試補の若林が松山講法会に講師として加わっているか、また講法会存続中に講師としての実働があつたか不明である<sup>15)</sup>

また代言人の講師として、高須峰造および井上要の両名が出講予定者となっている。高須については、実績・名声ともに備える代言人であり、充分の資格ありと考えられる。しかし、井上については、彼が講師として活動しえたかどうかについては、重大な疑問が存在する。すなわち明治二十一年六月のある事件をきっかけに、井上は松山を去って東京に出奔し、一年半ほど迷走する生活を送るのである。<sup>16)</sup>この詳細については、稿を改めて論じることとしたい。

以上のように、出来たばかりの松山講法会は、多難な船出を余儀なくされた。なかならず講師の陣容面で重要な問題を抱えていた。このような問題を抱える同会が、当初の計画通り運営できたかどうか、疑問である。すなわち、松山講法会は発会早々事実上の開店休業状態に陥つたのではないかと懸念されるのである。

では、松山講法会は、自然消滅の道をたどつたのであろうか。この点に関し、改めて「海南新聞」の記事を精査したところ、二点の記事を発見することができた。

まず、明治二十三年四月三日付けの「海南新聞」第三七六八号に、「講法会」との表題の下に、「今度松山の代言人井上要及び森恒太郎等の諸氏発企となり諸法律研究の目的を以て松山市へ講法会なるものを設立せんと目下其の準備中なりと云へり」との記事が掲載されていた(記事<sup>17)</sup>)。これはきわめて面妖な記事である。まず井上要の名前が出ている。井上は、一年半の迷走を経て、松山に帰って代言人として活動するという覚悟を固め松山に復帰していたから、法律学校の設立(再興?)に意欲を燃やすことはありうる話である。しかし、「松山講法会」はすでに明治二十一年に発会しているから、「講法会なるもの」を新たに設立するとかその準備をするという類の話ではないはずである。すなわちこの記事は、明治二十一年

設立の松山講法会が、事実上活動休止に陥っていたが、井上が松山の代言業界に復帰したことによって、これを再興させる可能性が生まれた話と理解することができる。しかしこの前後に、この種の記事が存在しないから、この話は立ち消えとなったと思われる。

ところで、明治二六年三月八日「海南新聞」第四六二一号に、次のような記事が掲載されているのを発見した。それは、「講法会研法会に合す」との見出しの下に、「是迄松山には講法会として諸法律を研究するの会ありしが今度研法会と合併することになりたれば来る十日頃共に其発会式を挙ぐる」とする記事である(記事⑬)。この記事から、結局講法会は、海南研法会に発展的解消した(ないし吸収合併された)と推測される。

では、海南研法会とはどのような団体であったのであろうか、それはつぎの節で検討しよう。

## (2) 海南研法会

松山講法会の後継ともみることができ海南研法会が設立されたのは明治二六年三月一八日である(記事⑮)。松山講法会誕生のおよそ五年後であった。この度の発起人となったのは、明治法律学校等の卒業生近藤武夫、黒田光太郎、渡辺盛太郎、の三氏であった。また、本会の特別賛成員には愛媛県知事勝間田稔、松山地方裁判所長津田要、同予審判事池田覚三、愛媛県書記官浅田知定、代言人多賀恒信<sup>(18)</sup>、井上要、玉井正興の諸氏が名を連ねている(記事⑯)。

この海南研法会の立ち上げは、創立後早々に活動に不如意をきたした松山講法会の再設定<sup>リセット</sup>と見ることができ。ただ「同会は内外法律の研究特に商法中会社手法形法破産法の如きは既に本年貴衆両院を通過し七月一日より実施せらるゝこととなりしに付益々同法研究の必要切迫せらるゝを以て」という文言にあるように、商法の一部施行に端的に示されている法

典編纂事業の本格的進行、来たるべき法典国への移行を見据えて法学修の動きを再度始動させなければならぬとする県内各方面からの要請が背景にあると考えられる。

そして海南研法会設立の約三ヶ月後、同会の中に商法研究部が設置された（記事⑳）。この現象は、まさに商法を学ばねばならないとする実業界の渴望のあらわれとみる事ができる。

#### 所在地

海南研法会の創設は松山市北京町正法寺で举行された。元々松山講法会が置かれていた場所である。研法会の所在地もしばらく同寺に置かれていたが、五月になって榎町二七番戸に移転した。移転の理由はよく分からない。さらに一月後、西堀端町五六番戸に再移転した。

#### 主宰者

海南研法会の立ち上げについて「海南新聞」は、「此度明治法律学校等の卒業生近藤武夫、黒田光太郎、渡辺盛太郎、の三氏首唱発起となり此に題号の如き研法会を設けり」と伝えている（記事㉒）。また発会式の記事では、「講師渡部盛次郎氏創立者総代として創立の趣旨を述べ次に会長多賀恒信氏の演説及び講師近藤武夫氏通常会員楢川晴馬氏の演説等あり式終るや直ちに二番町梅の舎にて祝宴を張り幹事渡部盛次郎氏一応の挨拶あり」と伝える（記事㉓）。

この両記事から判断すると、発会した後の会長は多賀恒信となっているが、そもそもその発起者は近藤武夫・黒田光太郎・渡辺盛太郎の三名であった。氏名の頭にある「明治法律学校の卒業生」の記載は、近藤武夫だけにかかっているのであろう。黒田光太郎については、商法研究部創立の記事に「慶応義塾々友」と記されている（記事㉔）。いずれにしろ東京の法律学校とのつながりを想像させる。渡辺盛太郎については、いずれかの法律学校と関係があるかどうか不明である。また、三名

のうち創立者総代と紹介されている渡辺盛太郎は発会後幹事に就任し、近藤武夫は講師とのみ記されている(記事⑮)。  
設立の趣旨

海南研法会に関する記事の初見は、明治二六年三月四日付「海南新聞」第四六一八号である。この記事では、同会の「趣意書」と「会則」を掲載している(記事⑫)。「趣意書」・「会則」ともに、本会の目的は、法理の研磨と法律思想の普及にあると述べている。

「趣意書」は通常使用されない漢語を用い、難解な言い回しを駆使している。さぞかし漢文の素養のある人によって起草されたであろう。その説くところを、私なりに現代語に意識するとつぎのようである。

今日ますます法によって規律化する動向が進み一挙一動ごとく法律の規定に依らなければならなくなっている。すなわち我々の生存を遂げ、生命財産を保護する武器は、権利である。高名なイ、エリ、ング、氏の言うように今日の社会は権利の競争場である。権利に依って社会の平安を確保することができる一方、他方で狡猾な連中が庶民の法の不知に乗じて法を悪用し法外な利得を得ることもありうる。その原因は、世人に法律思想が乏しいことに由来する。我が国は憲法を制定し法治国の体面を整えつつある。民法・商法・刑法もすでに定まり、民法・商法はまだ実施されていないが、商法の一部(手形・破産編)は七月一日から実施されることになり、庶民も覚悟が必要な状況となった。我々法学を専攻した者たちは、同志とはかって海南研法会を立ち上げることとなった。法理を研磨し、法律思想の普及を図るためであるので、多くの方々の賛助をお願いする。(傍点―矢野)

この「趣意書」において注目されるのは、つぎの諸点である。

第一に、法学を学ぶ意義として「趣意書」は、法理の研磨をあげるが、ここで説かれているのは、社会での競争の武器

としての法、詐欺的欺罔からの防御手段としての法という、実利的効用に矮小化されている。政治参加の自由などの民権派の主張につながる論点は、ここでも回避されているのである。

第二に、「権利」概念の重要性を説く場合に、イエーリングに言及していることである。まず、この段階でイエーリングに言及していること自体注目される。<sup>(20)</sup>ただここで言及されている権利は、社会における競争の武器としての権利に過ぎない。イエーリングの重視するような自己の人格の体現としての権利という捉え方には、遠くおよんでいないのである。

### 発会式

三月一八日、海南研法会の発会式が正法寺において挙行された(記事⑭)。渡辺盛太郎が創立者総代として創立の趣旨を述べ、ついで会長の多賀恒信および講師の近藤武夫、通常会員の楯川晴馬の演説があり会は終わった。会場を二番町梅の舎に移してもたれた祝宴には、松山地方裁判所長の津田要が参加し演説を述べたことが注目される。「海南新聞」は、当日の参加者は無慮七〇人と伝える(記事⑮)が、前半の発会式のことか、後半の宴会のことか判然としない。

### 講義科目および講師陣

「海南研法会会則」では、研究課目として民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、憲法、行政法、国際法、理財学の九課目を掲げる(第三条)。

同会の講師の陣容については、新聞記事から判明するかぎりでは、つぎのようである。ただし商法研究部を除き、各人の担当科目については不明である。

〔商法研究部担当講師〕

会社法 多賀 恒信 (弁護士)

法典編纂期愛媛県における法学教育の草創(矢野)

六四八(三二六)

破産法 井上 要 (弁護士)

手形法 隅田稜威太郎 (公証人)

商法通則 黒田光太郎 (慶応義塾々友)

〔商法研究部以外の講師〕

渡辺盛太郎、近藤武夫、岩本新 (弁護士)

### 会員の権利義務

会員は、通常会員と特別会員に分かれる。通常会員は、「常に会場に出席して互いに法律を研究するもの」であり、特別会員は、「単に本会を翼賛するもの」である。ただし特別会員であっても、「会場に出席して互いに研究する」こともできる。通常会員は、会費として毎月金二〇銭を納める義務がある（「会則」第八条）が、特別会員には納入すべき会費の規定が存在しない。

役員としては、会長一名、幹事三名、書記一名の五名を規定する。

### 開講の頻度および形式そして法律討論会

「会則」によれば、研究（学修）は「毎日午後七時に始め同十時に終わる」ことになっていた（第七条）。すなわち夜学であった。

つぎに、研究（学修）の方法としては、討論・演説・輪講の三種の方法をとると定める（「会則」第五条）。今日の用語を用いれば、演説は講師が一方的に述べる講義、輪講は共同の研究（演習）に該当し、討論は、提起された問題に対して相対立する立場から議論するいわゆるディベートに相当しよう。



「海南新聞」によれば、明治二六年四月に法律討論会が開かれた（記事⑱・⑲）。問題は刑事、民事、商法の三問が受講生にあらかじめ知らされており、四月一四日に開かれた会には、会場である正法寺に傍聴人が押し掛け立錐の余地もなかったという。民事問題の討論のあと多賀恒信、岩本新両名が「演説」<sup>(21)</sup>した。そして刑事問題の討論があつて、午後一時過ぎ閉会した。商法の問題について、討論があつたかどうかは何もふれられていない。以上の記事から、法律討論会は、甲・乙両説に分かれ互いに弁駁するパフォーマンスが人気をよび、結構見物人を集めた催しであつたということがわかる。

「同会は毎月一回か二回づつ開くはず」とあるから、法律討論会は、この程度の頻度を予定していたものであろう。  
井上一刀齋の寄書

海南研法会が発会をとげた数日後「海南新聞」に、「海南研法会の設立を喜ぶ」という題名の寄書<sup>(22)</sup>寄稿が掲載された（記事⑳）。筆者は井上一刀齋を名乗るが、明らかにペンネームであろう。内容的には、さきにみた同会の「趣意書」と大同小異であるが、商法の一部実施をひかえ商法学習の意義を訴え、その渴望を満たす存在としての海南研法会を称揚している点は注目される。

#### 商法研究部

さきに述べたように、この年には商法の一部施行の日（七月一日）が迫っていた。それゆえ商法については学修の熱が高まつており、海南研法会の中に商法研究部が設置されることになった。すなわち六月一六日、西堀端町五六番戸に移転した海南研法会では、商法研究部の創立協議会が開かれたとの記事が見られる（記事㉑）。協議会では、同部会の運営につき、講師四名が担当すること、および毎月「三、六、九の日」に開会し、三ヶ月で講義を修了するという計画が立てられた。さらに会議のあと、井上要が「商法の研究なさざるべからざる必要」について、懇切に演説した。この日の出勤者は

四三名にのぼった。また八月五日付の記事では、目下の会員数を六三名と伝えている(記事⑳)。商法研究熱の隆盛を推し量ることができる。

(3) 高松研法会など

注(8)でも述べたが、旧讃岐国は明治九年八月に愛媛県に統合され、明治二十一年一二月香川県が独立するまでこの体制は続いた。当時愛媛県全域をカバーしていた「海南新聞」においては讃岐地域に関する記事も時々同紙に掲載された。この中に「高松法律会」など、讃岐地域に創設された法律の学修・研究団体に関する記事が散見される。断片的な記事にとどまるので、全貌は容易につかめないが、貴重な記録として後掲史料編に収録した。

高松の研究会については、「法律会」(記事㉔)、「高松研法会」(記事㉘・㉙)と二様の名称が使用されているが、その実体は同じではないだろうか。<sup>(23)</sup>㉚は研究会の名称を明らかにしていないが、右「法律会」の催した討論会に関する記事である。<sup>(24)</sup>

これとは別に、「高松令成会」(記事㉞)は英語教師による原書講読会であり、<sup>(24)</sup>㉟も裁判所職員の研究会であるから、本稿で検討する法律学校ないし法律学修・研究団体の範疇には入らないと思う。なお、<sup>(30)</sup>は丸亀地区の研究会であるから、主たる活動地を高松と定める<sup>(27)</sup>などとは「法律研究会」という名称は共通するが、別の組織と考えたほうがよいであろう。

「法律会」もしくは「高松研法会」

「法律会」は明治二〇年九月高松市東浜にて第一回を開いた(記事㉔)。この会は翌年六月には「高松研法会」と名称を変えた(記事㉘)。この会の発起人である会長となったのは、須古織之助である。須古は、当時松山始審裁判所高松支庁詰

の検事であった。この会の講師ないし出題者として、須古の他に、田尾貫吾<sup>(25)</sup>（代言人）、小川正治（のち高松地方裁判所判事）、土屋兼雄、近藤熊繻（当時宇和島治安裁判所判事、のち丸亀区裁判所判事）らが協力している。

またこの会では、法律討論会をたびたび催している。討論形式の催しが耳目を集め、会の周知や新規会員の獲得に有益と判断したのであろう。

#### 丸亀の法律研究会

記事<sup>(26)</sup>は、丸亀の代言人赤尾勘太が、明治二年一月より丸亀に法律研究会を開くという記事である。ただ「開く筈」とあるだけだから、実際に開設の運びに至ったかどうか、確認できない。

#### (4) その他の法律学修・研究団体

以上、松山および高松という旧伊予および讃岐の両地域の中心地で開設された法律の学修・研究団体について、「海南新聞」に拠りながら概要をみてきた。しかしそれ以外にも県内各地で、法律を学修しようとする動きが起こっていたのを確認することができる。明治二〇年から三〇年ころまでに至る各地の動きを、「海南新聞」に現れたかぎりで見よう。

#### 東宇和郡卯之町の法律研究会

明治二〇年八月、郡吏・収税吏・警官らが公務の余暇に法律の研究を行う会を立ち上げ、規則を制定した。<sup>(27)</sup>

明治二二年六月、協同会の例会（二〇余名が参加）において、同会の組織を変更し、毎月五日に会合し、一回は演説討論の演習、二回は法律の研究をなすこととした。<sup>(28)</sup>

明治二二年七月、法律学が大流行し、二〇数名県外に遊学、横浜法律学校の校外生或は大坂文学会に入会した。<sup>(29)</sup>

### 和気郡三津久宝町の法律並に歴史等の研究会

明治二〇年一〇月、渡部恒一・三浦義成両氏の發起で毎週二回集合、「法律研究歴史講義及び記事論説の試文並ひに弁論会」を催してきたが盛大になってきたので、会則を整え、其の筋へ届け出ることとなった。<sup>(30)</sup>

### 津島組法律研究会

明治二一年一二月、北宇和郡岩松村において、津島組法律研究会と称し、毎日曜日に市町村の新制度の研究会を開く。これは、同村の小西莊三郎、赤松泰苞、今西愛明、山崎虎一等の諸氏が發起して開いたものである。<sup>(31)</sup>

### 新居郡中部の有志による講学会

明治二二年四月、戸田久吉・松本軍太・植松知一郎・高橋半三らの發起によつて設けられた講学会は盛んに法律学を研究しているが、会員も増加してきたので、別に倶楽部を設置せんと計画中。<sup>(32)</sup>

### 宇和島の商法研究会

明治二四年二月、商法施行延期により一時は休会中であつたが、今回継続することに決し来る第三土曜日より同地鋸町清水新三氏宅にて開会する。<sup>(33)</sup>

### 新居郡飯岡の法学会

明治二八年七月、役員改選を行い、会長に武田兼太郎、幹事に齋藤佐次郎を選んだ。来る七日は同会創立三周年に当るので、祝宴を張り余興には訴訟実習会を催す予定。<sup>(34)</sup>

### 喜多郡平村の青年輩による法律研究会

明治二八年九月、かねて愛親会という実業學術等の研究をしていたが、今回同会の事業として法律研究会を起すことに

なり、広く会員を募集したところ目下四〇余名の賛成者があつた。<sup>(36)</sup>

#### 大洲地方有志による法学講究会

明治二九年六月、大洲地方有志青年数十名は、改正民法刑法等法学の研究を爲すため喜多村字常盤町に法学講究会を設け、去六日総会を大洲臥龍山に開き規則並に役員の選挙を行った。<sup>(36)</sup>

#### 新居郡金子村の研法会

明治三〇年四月、研法会を設立し発会式を挙行した。普通会员一二名、名誉会員四名、会長は門田某。<sup>(37)</sup>

明治三一年一月、目下正会員一五名、名誉会員一名あり会長則ち講法者は同村登記処長門田愛次氏であり、名誉会員とは村長村会議員等である。昨春創立以来既に訴訟法の研究を終え、目下民法に取りかかっている。<sup>(38)</sup>

明治三一年四月、臨時総会を開き会計庶務報告、役員の改選を行った。会長に門田愛次、副会長に宇都宮猪三郎ら。会員佐藤喜志太が本県尋常師範学校教諭として赴任することとなり、送別会を行った。<sup>(39)</sup>

以上断片的な記事ではあるが、明治二〇年代において、必ずしも県庁所在地などの中心ではない郡部町村においても、各地に法律学修の気運が高まっていたことが、確認できよう。中でも東宇和郡卯之町、喜多郡大洲や新居郡の若干の村などはなかなか盛んである。

ただ、これらの会合や団体が法律学校といえる段階にまで成熟しているかどうかという観点でみた場合、これらの諸団体は、研究会・サークル程度のものが多かったと言えよう。また、参加者の参加意図も、代言人試験合格や法曹へのステップとして利用したというより、今後自分たちの生活にかかわってくるであろう法律というものがどういふものか、ある程度の知識を得てみようくらいの意図からではなかっただろうか。

これら各地の団体は、主宰者・参会者の顔ぶれ（地域の名望家の主唱によるもの、郡・町村吏員や警察官など職務の必要から参加したと思しきもの、など）、主たる学修科目（法学に限定するもの、法律の中でも重点を置く分野を決めて学修するもの、あるいは歴史やその他の領域についても併せて学ぼうとするもの、など）、その他会の持ち方などについても、多彩かつ個性的である。講師の顔ぶれに關していうと、さきに検討した松山の二団体および高松の団体は、裁判所の判検事や代人層から協力を受けていたものが多かった。それに対し、それ以外の郡部町村については、判検事や代人層からの応援はあまり受けていないようである。裁判所やその支部が存在する中心地にあつては、これら専門家に依頼することが容易であつたのに対し、郡部町村では、講師を容易に得ることができなかったためであらう。

## 二 明治二〇年代愛媛の政治状況と法律学

### (一) 私立法律学校創立の二つのヤマ

さて、以上をふまえて、地方における法律学校や学修・研究団体が叢生した状況をどのように見ればよいか、考えてみよう。

明治期の私立法律学校の創立については、二つのヤマが存在するように思われる。第一は明治一〇年代である。東京の中心部に五大法律学校などがあいついで創設された。この時期の法律学には、さまざまな思潮が唱えられたが、中でも天賦人權論に根ざした「自由民権法学」が一定の影響力を保持した。<sup>(40)</sup> 時あたかも明治一四年政変を頂点とする自由民権運動の最盛期と呼応していた。ヨーロッパ伝来の法的知識と思想の修得は、民権運動の主張、言論集会結社の自由など国民の権利を主張する運動の思想的基盤を形成した。

第二の時期は明治二〇年代である。諸法典の編纂が進行した時代である。国家権力は、明治二二年明治憲法の制定によって支配体制の法的基盤を確立した。ついで条約改正を展望して、民商法典や訴訟法などを整備し近代国家の外観を急速に整えようとした時期である。この時期には、法学の修得をめざして地方に法律学校ないし学修団体が多数誕生した。<sup>(41)</sup>

愛媛県における法律学修・研究団体「松山講法会」「海南研法会」の設置は、第二の時期に相当し、他府県の動向と軌を一にする側面があるように思われる。しかし、愛媛県の場合は、他の府県とは様相を異にする特別な事情も介在していた。その第一は、県出身者の中から法学の世界における著明な人物の輩出をみたにもかかわらず、県内高等教育の実情は低い水準にとどまっていた。その間の落差が背景的要因となっていたのではないか、ということである。そして第二は、民権運動を弾圧し民権勢力の影響を県政界から放逐した関新平知事が突然死去したことである。逆説的に言えば、関知事の去ったことが法律学研究熱の高まりをもたらした一因ではなかったかと、私は考える。

## (2) 予讃法学協会

明治二〇年代は、愛媛県出身の法曹や法学者が活躍し、その名を轟かせた時代であった。その筆頭は、児島惟謙（一八三七～一九〇八）であろう。児島は、宇和島藩士の子として生まれ、幕末には国事に奔走した。明治四年司法省に入り、各地の裁判所で勤務した。明治二四年大審院長に就任したが、その直後勃発したいわゆる大津事件において、政府の介入を排して「司法権の独立」を守った人物として、今日においても有名である。

法学者としてあげられるのが、穂積陳重（一八五五～一九二六）・八束（一八六〇～一九二二）の兄弟である。両名とも帝国大学法科大学の教授に就任し、兄陳重は法理学講座を担当し、弟八束は憲法講座を担当した。明治二〇年代半ばに法

学界を二分して争われた「法典論争」において、兩名とも延期派（旧民法の施行は延期すべしとする議論を唱えた）の立場から論文を発表し、大きな影響を与えた。法典論争は延期派の勝利に帰し、そのあと設けられた法典調査会において、兄陳重は起草委員の一人に選ばれ、明治民法の成立に大きな貢献をなした。

重岡薫五郎（一八六四―一九〇六）は、喜多郡内子村の生まれである。司法省法学校を卒業し判事試補を拝命し松山始審裁判所勤務を命ぜられたが、数日で職を辞し、フランスに留学、エクス大学で博士号を得て帰国した。その後衆議院議員選挙に立候補し、明治二七年から六回連続当選した。明治二八年五月法典調査会に委員として任命され、穂積陳重らの起草した民法草案の審議にたずさわった。その後官界で実績を積み重ねて将来を嘱望されていたが、明治三九年四一才の若さで死去した。

このように愛媛県は、日本の近代法体制の確立期において、中央の司法界および法学界に著明な人物を輩出した。児島、穂積兄弟の前記三名が、宇和島藩の出身者であることはかつてから注目されてきた。<sup>(42)</sup>幕末・維新时期における宇和島藩の動向や同藩の教育などを分析する必要がある。

では地元愛媛県では、高等教育の実情はどのような状況であったろうか。手がかりとして、ちょうど松山講法会が産声をあげた明治二年「海南新聞」に三回にわたって連載された「我愛媛県は何ぞ高等教育を修むる人の少きや」と題する論説について見てみよう。<sup>(43)</sup>その論旨は、以下のようである。

最近官吏登用試験の法が設けられ高等教育を受けた者でなければ高等官吏となれないこととなったが、愛媛県人において中学以上の高等教育を修める人間は微々たる数である。たとえば帝国大学在学学生数は六人で、各府県中二七位である（表1参照）。その他高等中学校、高等商業学校、陸軍士官学校、海軍兵学校、陸軍幼年学校、高等師範学校等の学生数を合し



た数は一一九人で全国中第一二位である（表2参照）と嘆く。中国四国地方の中でみると、山口には遠く及ばず、人口は一五三万余と突出して多いにもかかわらず、人口比でみると、広島・島根・徳島三県の上をいくのみで、他の四県の下に甘んじている。官立学校のみが高等教育を授けるところでない、私立学校であつても官立学校の教育に匹敵するものも少なくないとの立場に立つとしても、私立学校において高等教育を修めている学生は少数にとどまるのではないかと。

この論説のように高等教育を修め、各界の頂点に進もうとする県出身者の少ないことを憂える声が少なくなかった。このような声に直接刺激を受けたわけではないだろうが、同年三月一日、東京において愛媛県に縁故の諸氏を集めて愛媛法学協会が発足した。<sup>45</sup>同協会は、「法律を研究するを主とし併せて同県学生との親睦を謀る」（「愛媛法学協会仮規則」第二条）ものとして結成された。会員は名誉会員と通常会員に分かれ、名誉会員は名望家に請い、通常会員は「愛媛出身者にして在東京公私立学校の卒業生又は在学生」が資格あるものとして扱われた（「同仮

法典編纂期愛媛県における法学教育の草創（矢野）

表1 官立学校在学各府県生徒数 (明治21年)

第四地方部	府県名	帝国大学	第一高等 中学校	第三高等 中学校	高等 商業学校	東京 農林学校	小計
	鳥取	2	17	8	3	5	35
	島根	4	11	—	1	8	24
	岡山	16	26	10	3	7	62
	広島	5	27	1	2	3	38
	山口	20	52	13	11	17	113
	徳島	2	13	2	1	2	20
	愛媛	6	39	19	12	14	90
	高知	8	17	5	3	9	42

注1. 本表は、明治21年7月7日「海南新聞」3226号掲載の表から第四地方部（中国・四国地方）部分を切り取ったものである。

2. 本表は、各県の官立学校在学者数を示す。

3. 「小計」は、各県の官立学校在学者数の合計である。

六三八（三一六）

規則」第九条、第一〇条)。「総集会は年二回、常集会は年四回開く(「同会仮規則」第四条、第五条) こととされた。<sup>(46)</sup> 会長には藤田隆三郎<sup>(47)</sup>が就任し、名譽会員には、「穂積陳重氏其他愛媛県に縁故の諸氏」<sup>(48)</sup>が就いた。愛媛法学協会は、明治二二年には、予讃法学協会と名称を変えた<sup>(49)</sup>予讃分離、香川県の設置を反映したものであろう。

予讃法学協会の主な行事は、愛媛県出身の法学系学生を招き懇親の場を設けたり、討論会を催すことであつたが、これによつて県出身学生を激励し育成することを意図したものと思われる。明治三二年頃までの記事の中に、この会に参加した通常会員として夏井保四郎、杉甚三郎、大久保雅彦、久松操、天野義一郎、山村豊次郎らの名前が目につく。これらのうち、夏井は明治二二年和仏法律学校卒業、大久保は明治二二年英吉利法律学校卒業、天野は(年不詳)東京法学院卒業、山村は明治二八年日本法律学校の卒業である。いずれも卒業後、愛媛県に帰り代言業・弁護士業を営み、地域の法的要請に大いに応え

表2 軍学校・農学校・師範学校在学各府県生徒数 (明治21年)

府県名	陸軍士官学校	海軍兵学校	陸軍幼年学校	札幌農学校	高等師範学校	小計	総計
鳥取	6	2	1	1	1	11	46
島根	4	—	2	7	2	15	39
岡山	9	5	5	4	6	29	91
広島	9	4	5	2	4	24	62
山口	28	14	14	9	5	70	184
徳島	3	1	1	—	1	6	26
愛媛	16	5	5	2	1	29	119
高知	14	7	8	6	7	42	84

注1. 本表は、明治21年7月8日「海南新聞」3227号掲載の表から第四地方部(中国・四国地方)を切り取つたものである。  
 2. 本表は、各県の軍学校・農学校・師範学校在学者数を示す。  
 3. 「小計」は、各県の軍学校・農学校・師範学校在学者数の合計である。  
 4. 「総計」は、表1と表2の合計数を示す。  
 山口については、第1・第2表の合計が総計と一致しないが、資料通り掲げた。

た。

予讃法学協会のように自県出身法学生の育成をめざす組織が、他府県においてどのくらい普及していたかはよく分からない。予讃法学協会の場合は、県出身者に著名法学者・司法官が存在する一方、それに比して高等教育機関へ進む学生が少ないなど大きな落差が存在することが、このような活動の契機となっていたものと思われる。

中央における法学系進学生の育成も重要であるが、県内の諸活動を支える多様な人々に法律学の知識・思想を普及させることはそれにもまして重要な基盤作りである。明治二〇年代における法律学修・研究団体が急速に普及した背景には、そのような志向も存在したのではないだろうか。

### (3) 政治状況との関連

愛媛県における法律学修・研究団体「松山講法会」「海南研法会」の設置は、諸法典の編纂が進行した時期に相当し、他府県の動向と軌を一にする側面があることは確かである。それに加え、愛媛県の場合は、他の府県とは様相を異にする特別な事情も介在していた。

明治七年一月愛媛県権令（のち県令）に任命された岩村高俊は、旧松山藩青年士族等の運動に対し宥和的な態度で臨んだ。松山公共社をはじめとする民権派は勢力を伸張し、全国的な動きに呼応し、国会開設に向けて一大請願運動を開始した。ところが、明治一三年八月、岩村に転出命令が発せられ、後任には肥前佐賀出身の関新平が任命された。関は、同郷の真崎秀郡を警部長に引き立て、民権派の一掃をねらってさまざまな画策を展開した。とりわけ当時「西条疑獄」とよばれた事件<sup>(50)</sup>によって、関と政商藤田伝三郎による市之川鉦山の壟断に反対する西条の民権派を潰滅させただけでなく、松

法典編纂期愛媛県における法学教育の草創（矢野）

山の海南協同会も解散に追い込んだ。愛媛の民権運動は、息も絶えだえの状況に陥つたのである。このように政治運動が権力の弾圧にさらされている状況のもとでは、法律の学修活動も十分な発達を遂げることは難しい。法律学校を開いて法律学の学修に沈潜するという状況ではなかったのである。

ところが、明治二〇年三月関新平は病に倒れ急死した。これによって事態は一変した。藤田は市之川鉦山を我がものとする野望を絶ち切られた。沈滞していた運動も再び活気を取り戻した。一例として、同年一二月八日松山小唐人町二丁目新栄座に七百余名の聴衆を集めた政談演説会を取り上げてみよう。第一席に登壇した井上要は、「破壊の時代は既に過ぎたり」と題して熱烈な演説を、第六席の小西甚之助は「压制籠絡論」と題する激烈な演説をおこなつた。

井上の演説は、明治維新を破壊の時代とし、破壊の時代は過ぎ去り、今や改良の時代となつたと述べる。しかしその含意を穿てみれば、前代に關知事の時代は社会的にさまざまなものを破壊した時代であつたが、今やその時代は去つた、と説くものではなかつたか。ここに、関の時代を克服した解放感を井上が抱いていたことが見てとれる。<sup>(52)</sup>

また小西甚之助の演説について、「政党沿革史」<sup>(53)</sup>は、つぎのように記録している。

第六席小西甚之助ハ压制籠絡論ト題シ、压制籠絡ノ區別其行フ人其行ハルル順序場合ヲ述ヘ、次ニ压制ハ防御シ易ク籠絡ハ防御シ難シ、故ニ籠絡ノ害ハ尚ホ压制ノ害ヨリ一層甚シキヲ述ヘ、暗ニ前関知事ト藤村知事ノ県治上ニ就キ、一ハ压制ニシテ、一ハ籠絡ナリ、故ニ籠絡ノ為メニ左右セラレサル様注意セヨトノ寓意演説ヲ為セリ<sup>(54)</sup>

小西の演説は、「語氣激烈稍ヤ誹謗ヲ寓セルノ点」があつたが、監督官は注意を与えただけで会は無事に終わったというのである。警察の対応も、関の時代とは様変わりであつた。このような政治状況の変化、民権の流れを汲む運動の活性化を背景に、明治二二年四月の松山講法会の開設を迎えるのである。

関県令の死去と松山講法会の設立に直接のつながりを見出すのは早計かもしれない。しかしこの間に井上たち民権派代  
言人の解放感と新しい時代への意気込みという要素を挿むことによって、民衆の法律学修熱の高揚に伝えようとする熱意  
の高まりを説明できるのではないだろうか。

### むすびにかえて

本稿の冒頭で私は、法律学校設立の目的の第一は、地方の有志者に法曹への途を開くことであり、第二は法律に関する  
知識を普及させ各地の実務に貢献することであろうと述べた。では、愛媛県の松山講法会および海南研法会は、これらの  
課題に応えたであろうか。両会は新聞に報道されて注目を集め、例会や法律討論会に多少なりとも人数を集めたから、第  
二の課題にはそれなりの役割を果たしたといえよう。しかし、県内の法律学修・研究団体で学んだ者から資格試験を突破  
し代言人や弁護士になった人物が出たという話を聞かない。第一の課題には全く成功しなかったといわざるをえない。こ  
の時期に開設された他県の法律学校が長続きしなかったのも、同じ要因によるものであろう。

ただし、東京の五大私立法律学校と地方の在野法曹の間には、別の形で繋がりが生まれつつあったように思われる。愛  
媛県を例にとると、海南研法会の発起人には、五大法律学校の卒業生や校友が名を連ねていた。また、予讃法学協会のと  
ころで紹介したように、東京の五大私立法律学校などで学んだ若い法曹が地域に還流し、地域の法的需用に応えるという  
循環が生まれつつあった。東京で育ち、各地に根付いた代言人・弁護士たちは、地方の法律学修・研究団体の立ち上げに  
際し、実働を担った。また彼らは、政治運動の面でも、県議や衆議院議員となり、あるいは各種団体の役員として、ポス  
ト自由民権期の運動を活性化させた。時あたかも憲法制定・議会制度の開設の時代を迎え、彼らの活動は、政府に対抗す

る民党勢力の有力な基盤となつたのではないか。このように捉えることによつて、東京の五大私立法律学校の連携と私立法学系高等教育の地方普及を、従来とは異なる視角から探ることが可能となるように思う。

- (1) 来校されたのは、中川壽之(中央大学)、瀬戸口龍一(専修大学)、松原太郎(日本大学)、阿部裕樹(明治大学)、古侯達郎(法政大学)、村松玄太(明治大学)の六名の方々であつた。他に村上二博明治大学法学部長も参加された。
- (2) 法律学校研究会編『明治期私立法律学校の連携と対抗』の発行日は、二〇一六年三月一〇日で、発行者は、村松玄太(明治大学)。
- (3) 法律学校研究会編『近代法胎動期における私立法学系高等教育の地方普及とその教育実態の系統的解明』の発行日は、二〇一九年三月一〇日、発行者は村松玄太(明治大学)。
- (4) 『地方普及』によれば、各地で開設された法律学校は、北海道・東北地方が一三校、関東地方が一六九校、甲信越・北陸・東海地方が一二校、近畿地方が一六校、中国・四国地方が二三校、九州地方が一校となつている。関東は多いが、東京が一五五校と突出しており、その他各県は一〜五校であり、他地方と比べて多くというわけではない。
- (5) 「愛媛県、香川県、鳥取県については法律学校の記載を確認できなかった」と注記されていた(松原太郎「中国・四国地方の私立法律学校」(前掲報告書『地方普及』所収)、一一三ページ)。
- (6) 「海南新聞は」明治一〇年四月創刊の愛媛県の地方紙、昭和一六年二月まで存続した。愛媛県立図書館には、同紙のマイクロフィルムが収蔵されている(ただ欠号が若干ある)。
- (7) 法律学校とはどの程度の組織・態様を備えたものを指すのか、具体的な基準は明確になつていないように思う。法律学校研究会のリストにおいても、規則を整え県当局から学校の認可を得たものから、塾やサークル程度のもので多様な態様のものが含まれている。私は、明治期初期の法律学校を抽出するにあつて、規則の制定や学校認可を要件とするのではなく、法律に関する教科が明示され、複数の講師により法律科目の授業が実施されていれば法律学校と看做して検討対象に加えてよいのではないかと考へる。

- (8) 現在の香川県の領域に相当する讃岐地方は明治九年八月から愛媛県の一部であった。香川県が再設置されるのは、明治二年一二月のことである。当時「海南新聞」には、讃岐地域の記事も掲載されており、同地域の状況もうかがうことができる。
- (9) 法政大学の前身である東京法学社は明治一三年、専修大学の前身である専修学校は明治一三年、明治大学の前身である明治法律学校は明治一四年、中央大学の前身である英吉利法律学校は明治一八年の創立である。日本大学の前身たる日本法律学校はやや遅れ、明治二年創立である。
- (10) 高須峰造（一八五七―一九三四）は、越智郡近見村（現今治市）出身、明治一六年代言人試験合格、同年県会議員に当選、二五年衆議院議員選挙にも当選、以後弁護士業を営む傍ら政治活動に従事した。晩年には、普通選挙運動にも参加した。なお同人の名前表記については、「峰造」「峯造」の両様が使用されている。基本的に史料の記載に従ったが、本文中に記載する時は「峰造」に統一した。
- (11) 井上要（一八六五―一九四三）は、喜多郡菅田村（現大洲市）に生まれる。明治一八年独学で代言人試験に合格、二〇年松山市で開業、二三年には高須峰造と共同事務所を営む。三〇年県会議員に当選、三五年衆議院議員に当選。三六年には弁護士業を引退、四一年には政界も引退、伊予鉄道社長など実業界に専念した。伝記に、曾我鍛「井上要翁伝」（伊予鉄道社友会館維持会、一九五三年）がある。
- (12) ここで名のあがった「谷検事」は、松山始審裁判所検事の谷新助であると判断される（明治二年『職員録』による）。谷新助は、同裁判所の検事四名の筆頭に位置づけられている。
- (13) 『職員録』は、内閣印刷局編、明治一九年以降今日まで継続して発行されている。
- (14) 若林秀溪の履歴については、國岡啓子編「明治期官僚・官職データベース」（鹿児島大学司法政策教育研究センター）を参照し、明治二年版『職員録』によって確認した。
- (15) 民事判決原本データベースによれば、若林は、明治二一年前後判決原本に京橋区治安裁判所判事試補として署名があり、判事として東京で活動していたことが確認できる。若林が、四国松山において、定期的に出講できる状況にはなかったと考えられる。
- (16) 明治二年における井上要の迷走については、矢野「伊予松山裁判所ものがたり」（創風社出版、二〇一九年）一三三―一三八ページ、を参照されたい。

- (17) 津田要(一八四七—一九〇四)は、兵庫県(丹後柏原藩)の出身である。明治八年小田県権参事、ついで参事となる。その後司法省に転じ、広島控訴裁判所検事などを経て、松山始審裁判所長、ついで松山地方裁判所の初代所長となる。矢野『伊予松山・裁判所ものがたり』六一—六二ページ参照。
- (18) 多賀恒信(一八五五—一八九八)は、族籍愛媛県士族、明治一三年埼玉県において代言免許を取得、群馬県会議員を経て、同二五年頃愛媛に帰り、松山で代言葉を営む。同二六年弁護士登録。
- (19) 渡辺については、先行記事では「渡辺盛太郎」と記され、後行記事では「渡部盛次郎」と記されている。いずれが正しいか、不明である。
- (20) ルドルフ・フォン・イエーリングは、ドイツの法学者、著書『権利のための闘争』(ドイツ語初版は一八七二年)は、有名である。愛媛の弁護士夏井保四郎は、明治三年『海南新聞』に寄せた「権利思想と日本人」において、イエーリングに言及している(伊予松山・裁判所ものがたり)創風社出版、二〇一九年、二三—二四ページ以下)。私は、これがイエーリングの名が愛媛県民に紹介された最初であろうと考えていた。しかし、それをさかのぼる七年ほど前に「松山研法会趣意書」においてイエーリングが言及されていることがこのほど明らかとなった。
- (21) 岩本新(一八五二—一八九五)は、山口県出身、明治一二年に大阪で代言人免許を取得、松山で代言葉を営んだ。当初は新造もしくは新蔵と名乗ったが、明治二三年新と名乗るようになった。明治二六年松山弁護士会長に就任したが、同二八年コレラに罹り病没した。
- (22) 本寄書の筆者が誰か確証はないが、あるいは井上要ではないかと考えられる。
- (23) 記事(24)(29)が言及する団体が同一体であると判断した理由は、検事須古織之助が会の主宰者である(24)(29)、会の開催地が兵庫町俱樂部である(26)(28)、会の名称を「高松研法会」とする(28)(29)の三点である。
- (24) 「高松令成会」は本文中で述べたように法律学校もしくは研究会には入らないと思うが、ミルの『代議政体論』について講義し、四〇名を越える会員を集めていたことは、注目される。
- (25) 田尾貫吾は、族籍長崎県平民。青年不詳、大正六年没。明治一三年一二月、大阪において代言人免許、同一六年前高松に移った。同二六年高松地裁検事局に弁護士登録。同三〇年七月西条区裁判事に任官した。多くの区裁や地裁で検事を務める。明



- 治三八年、退職。松本哲弘編『代言人事典』ユニウス、二〇一六年、一八二―一八三ページによる。
- (26) 赤尾勘太は、族籍香川県士族。安政五年生まれ、没年は不詳である。司法省法学校卒業、明治二年二月東京において代言人免許。明治二六年五月一日、高松地裁検事局に弁護士登録。明治三二年丸亀に市制が実施された際、市会議員に当選、以後たびたび市会議員に当選した。松本哲弘編『代言人事典』ユニウス、二〇一六年、一三ページによる。
- (27) 明治二〇年八月九日付「海南新聞」第二九五五号。
- (28) 明治二一年六月一九日付「海南新聞」第三二一〇号。
- (29) 明治二一年七月四日付「海南新聞」第三二二三号。
- (30) 明治二〇年一〇月九日付「海南新聞」第三〇〇七号。
- (31) 明治二一年一月一五日付「海南新聞」第三三三五号。
- (32) 明治二二年四月一八日付「海南新聞」第三四五七号。
- (33) 明治二四年二月一〇日付「海南新聞」第四〇〇三号。
- (34) 明治二八年七月三日付「海南新聞」第五三二〇号。
- (35) 明治二八年九月四日付「海南新聞」第五三七二号。
- (36) 明治二九年六月九日付「海南新聞」第五五九九号。
- (37) 明治三〇年四月二一日付「海南新聞」第五八五五号。
- (38) 明治三一年一月二六日付「海南新聞」第六〇八六号。
- (39) 明治三一年四月六日付「海南新聞」第六一四五号。
- (40) 利谷信義「日本資本主義と法学エリート(一)——明治期の法学法学教育と官僚養成——」(『思想』四九三号、一九六五年)二六ページは、「当時の私立学校は、どのようなものであれ、広い意味での自由民権運動と無縁ではない」と述べる。
- (41) 利谷、前掲論文、三二―三三ページは、第二の時期における政府による「法学教育の非政治化、技術教育化」推進を指摘し、多くの学校はこの方向にむかって動いたと述べる。
- (42) このほか法官や法学者ではないが、ジャーナリストとして有名な末広重恭(鉄腸)も宇和島藩の出身者である。末広もこのあ

法典編纂期愛媛県における法学教育の草創(矢野)

六三〇(三〇八)

と述べる愛媛法学協会に参加していたことが確認できる。

- (43) 明治二年七月七日～一日付「海南新聞」第三三二六・三三二七・三三二九号。本論説の筆者は明示されていない。
- (44) この論説の執筆時は、予讀分離前であり、一五三万余という数字はのちの香川県領域を包含した数字である。
- (45) 明治二年四月一日付「海南新聞」第三一四四号。
- (46) 明治二年四月一日付「海南新聞」第三一五四号。
- (47) 藤田隆三郎(一八五六～一九三〇)は、宇和島藩士の家に生まれ、英国留学を経て、開成学校に入学、東京大学卒業。英吉利法律学校の創立者の一人、司法官となり名古屋控訴院長など歴任した。
- (48) 明治二年四月一日付「海南新聞」第三一四四号。
- (49) 明治二年一月一日付「海南新聞」第三六三八号。
- (50) 「西条疑獄」事件については、島津豊幸編著『愛媛県の百年』(山川出版社、一九八八年)五二～五六ページ、矢野、前掲『伊予松山・裁判所ものがたり』一五四～一七五ページ、を参照されたい。
- (51) 小西甚之助は、この時愛媛県会議員。「讃岐の名物男」とよばれ、香川県再設置運動のリーダー格的存在であった。『香川県の歴史』(山川出版社、一九九七年)二六八ページ。
- (52) 井上は、この演説の一月前灘町で行った演説では、「明治一七年以来」其間吾輩は諸君と共に種々の遍歴を累ねたり、また社会の事物は種々の沿革変遷をなせるあり……嗚呼四年の歲月は社会の事物を駆りて其面目を一新せしめたり」と、四年間の鬱屈を表現していた。いっぽう本演説では、「明治二〇年の今日、破壊の時代はすでに過ぎ去り」言論の自由は恰かも窓牖の空氣の流通に於けるが如く、而して其柱となり梁となるものは実に三千八百万の人民なり」と述べている。
- (53) 「政党沿革史」は、愛媛県警察部が編纂し、明治三〇年警察部長会議に配布したもので、元は同県警察の密偵資料と推測される。『愛媛県史 資料編近代2』(一九八四年)に復刻されている。
- (54) 前掲「政党沿革史」『愛媛県史 資料編近代2』六〇七ページ。

【史料】

〔松山講法会関係新聞記事〕

①「海南新聞」第三一〇一号 明治二年二月九日〔雑報〕

○松山講法会

松山に於て青年の法律及び経済学に志ある者は題号の如き会を設け（過日の本紙広告にも見えたり）毎夜斯学を研究為さんとて既に其講師を松山始審裁判所判事林田好雄、若林秀溪 代言人井上要諸氏其他二三の人々に依嘱し来る十五日頃より開会為さんとの目的を以て目下奔走中なりと云ふ

②「海南新聞」第三一〇四号 明治二年二月一四日〔雑報〕

○松山講法会

松山湊町一丁目に設けし同会は今度毎月二回づ、演説をなすよし 又た嚴重なる規則を設け禁酒禁遊をも実行するの計画ありと

③「海南新聞」第三一〇号 明治二年二月二日〔雑報〕

○松山講法会

当地の青年諸氏が同会を設けて法律経済の二学科を研究せんと奔走中なることは曾て本紙にも記載せしか先づ法律科だけは裁判処の判事同試験及び代言人の中にて左の通り学科及講師とも粗ぼ定りたりと云へば開会も遠きにあらざるべしと  
其学科及講師は

刑法

木村米次郎

治罪法

井上 要

財産法

若林 秀溪

人事法

林田 好雄

尤も林田氏の人事法は都合に依りては商法を講ずることになるも計られすと云ふ

法典編纂期愛媛県における法学教育の草創（矢野）

六二八（三〇六）

④「海南新聞」第三二一〇号 明治二年二月二日「広告」  
本会々場狹隘ニ付温泉郡北京町正法寺内ニ転移シ左ノ諸君ハ講師ノ任ヲ承諾セラレタリ

林田好雄君 若林秀溪君 木村米次郎君

井上君 要〔井上要君の誤りカ〕 桜井義廉君

明治廿一年二月 松山講法会

⑤「海南新聞」第三二四七号 明治二年四月六日「雑報」

○松山講法会仮規則

松山講法会仮規則は左の如し

第壹条 本会は法律学並に行政学経済学等を講授し専ら実地応用を練習せしむるを目的とす

第貳条 本会を伊予国温泉郡松山に設立し松山講法会と称す

第參条 会員を通常会員賛助会員の二種に別つ

第一 通常会員は法律の教授を受ける者とす

第二 賛助会員は本会の趣旨を賛成し本会の維持を助くるものとす

第四条 本会に於て講授する学科は大凡左の科目とす

日本刑法、日本治罪法、仏国民法、仏国訴訟法、仏国商法、行政法、経済学

第五条 講授は一週間三回となし外に忝回法律上の討論会を開く

開会時間は目今午後七時と仮定す 但し日割は便宜之を定む

第六条 会員外の者は傍聴を不許

第七条 毎年壹回大集会を開くものとす

第八条 本規則及其他の細則は追て之を定む

第九条 役員任用及び撰挙法等は追て之を定むと雖も当分左の職員を置く

会主幹事を兼ねるもの名

会主は本会に関する一切の事務を管理し併せて本会会計の事務を掌る

幹事は教授に関する一切のことを幹理す

書記無定員 書記は会主及幹事の指揮に従ひ雑務を処理す

第拾条 役員は無給たるべしと雖とも会務の都合に依り書記雇入の場合は日当を給することあるへし

第拾壹条 講師は法官並に法学有識なるもの若干名を招聘し教授するものとす

第拾貳条 毎土曜日日曜日等の故を以て休暇せすと雖とも地方の大祭日又は祝日は便宜休会することあるへし

第拾參条 入会を望むものは会員名以上の紹介を経て本会の許諾を受くべし

第拾肆条 本会に入りたる者は会員の証を交付す

第拾伍条 入会者は濫りに退会を不許 但し事故不得止ときは其理由書を本会に差出し許諾を受くべし

第拾陸条 入会期は毎年三月九月の兩期とす 但入会者の望みに依り中途より教授を受け差支えなき者は入会を許すことあるへし

第拾柒条 賛助会員は何時入会するも妨げなし

第拾八条 通常会員たらんと欲するものは入会の節束脩金參拾錢を納むべし 但し初度の募集に付ては百名限り無束脩とす

第拾九条 会費は通常会員一ヶ月金貳拾錢賛助会員金一ヶ月金拾錢とし毎年三月九月の兩度に前納するものとす 尤も各自の都合に〔よ〕

り一ヶ月毎に納むるも妨げなし 但し毎月初日に納むべし

第貳拾条 既納の会費は退会するも一切返還せざるものとす

第貳拾壹条 本会に金參圓以上を義捐するものを賛助員とし会員の証を交付す

第貳拾貳条 会員中本会の名誉を毀損し若くは本会へ対し責任を尽さざる者は退会を命す

明治廿一年三月 松山講法会

担任講師

人事篇 商法 林田 好雄君

財産篇 売買篇 若林 秀溪君

法典編纂期愛媛県における法学教育の草創(矢野)

六二六(三〇四)

刑法	木村米次郎君
契約法	高須 峯造君
治罪法	井上 要君
英法代理法	桜井 義廉君
経済学	石橋 正邦
会 主	森 寛雄
書 記	山内 百次郎
全	

⑥「海南新聞」第三二五五号 明治二二年四月一五日「雜報」

○松山講法会設立の趣旨

松山講法会の仮規則は去る六日の本紙に記載せしことなるが今又同会の趣旨書を得たれば左に掲ぐ、

夫れ法律は天理に則とりて人事を規するものなり、唯夫れ天理に則る是を以て其義、深し、唯夫れ人事を規す是を以て其用、広し、其義深ふして其用広ければ人、皆之れを学ひて勉めざる可らず 而して之れを学ぶに序あり 之れを習ふに要あり 若し学ふに其序を失し習ふに其要を得されは則ち義の深きを究め用の広きを全ふするを得ず 是れ松山講法会の設ある所以なり

人、誰れか意思なからん而して意思の一たひ形に露る、や即ち法に遵はざるを得ず 庭前の樹は一枝の細と雖も財産法之れを支配し店頭之貨は一厘の微と雖も売買法之れを支配す 而して将相の貴きを以てするも法の制する処となり智勇一世を蓋ふものも能く法の外に出つる能はず 是れ以て法の人間を網羅するを觀るへし 若し人にして法を知らず以て世に立たん乎、猶燈、無ふして夜、行くか如きのみ 是を以て世、法に志すもの多し 然れとも其義、深ふして自習に便ならず 而して偏僻の地殊に師友に乏し故に志に負きて空しく憾みを呑むもの寔に尠しとせざるなり 然るに吾儕幸に判官狀師諸氏の贊助を得茲に本会を設け以て師友共に講習するの便を開く若し之れに依て之れを究めは庶幾くは以て其義を聞き其用を尽すを得ん乎 同志の士来りて会盟に列して可なり

明治二十一年三月

創業者

⑦「海南新聞」第三二五六号 明治二年四月一七日「雜報」

○松山講法会開会式

兼て本紙にも屢々記載したる松山講法会は入会を申し込むものも既に数十名に及びたればいよ／＼一昨十五日其会場なる松山北京町正法寺に於て開会式を行へり 同日は午後四時頃より会員一同列席し先づ会主石橋正邦氏立ちて祝詞を朗読し次に講師井上要氏は自分が同会主の依頼に応じて出会を約諾せし所以を述べ且つ英法と仏法の長短等を引きて法律を学ぶもの、心得教件を演説し又講師高須峯造氏は昔し腕力の時代には己れの身体財産を保護するが為めには又腕力を要し創術柔術等を学びしが今は秩序ある知識の時代となりて先づ腕力沙汰は止みたれども間々知識の作用にて身体財産を侵すものなきにもあらざれば之を保護するの腕前を作らざるべからず是れ法律を学ばざる可からざる所以なり云々と一場の演説を為し夫れより会主を始め講師会員とも逐鹿樓に於て祝宴を開けり 又同会は昨十六日より講筵を開き月曜日には高須、井上の両氏、水曜日には若林、木村の両氏、土曜日には林田、桜井の両氏午後七時より出会して十時まで夫々担任の科目を講ずる由

⑧「海南新聞」第三二五九号 明治二年四月二〇日「雜報」

○開会式祝文

松山講法会開会式の景況は過日の紙上に記せしが其節会主石橋正邦氏の朗読せし祝文は左の如し

夫れ法律は其意深くして其用甚だ広し 之を大にしては国権を拡張し一國の独立を計るより之を小にしては一家を維持し一身の權利自由を保護する皆法律に拠らざるはなし 是れ此学の究めざる可からざる所以なり、然れ共寒村僻偏の地師友に乏しくして其志を空くする者寔に尠しとせず豈に遺憾ならずや 生等斯に感ずる所あり 今回有志諸子と同心協力して本会を設立し以て世の法学に志すものをして其理を講究するを得せしめんと欲す 而して幸に判官並に識者諸氏の贊助を得て今日の盛運を見るに至りたるハ奮に生等の幸福のみならず亦国家の爲めに賀すべきなり 希くは会員諸子勉勵刻苦以て益本会の盛大を期するあらんことを 聊か本会の趣旨を陳じて本日祝詞に換ふと云爾

松山講法会々々主

明治廿一年四月十五日 石橋正邦

法典編纂期愛媛県における法学教育の草創（矢野）

六二四（三〇二）

⑨「海南新聞」第三六一号 明治二年四月二日「雑報」

○松山講法会

松山北京町正法寺内に設置せし同会は追々賛成者多く松山始審裁判所長及び検事等も之を賛成し時々客員として傍聴するやに聞く

⑩「海南新聞」第三三〇三号 明治二年六月一〇日「雑報」

○講法会の討論

去る七日松山講法会に於て開たる討論問題は「甲者丙女を愛慕すること久し偶々乙者の助けを得て遂に強姦せり乙者の処分如何」と云ふに在り 是れは谷検事の発題せし者なるが同氏は生憎欠席せしを以て質問上に付き議論ありしなれども敢て疑問等を為さず本題に入り甲論し乙駁し種々討論の末近來右等の場合は法学士中多くは正犯なりと云ふにも拘らず我刑法第百九条に該当し従犯なりと論議せし者あれとも起立に問ひしが結局正犯説に二三の多数を得しと云へり

⑪「海南新聞」第三七六八号 明治三年四月三〇日「雑報」

○講法会

今度松山の代言人井上要及び森恒太郎等の諸氏発企となり諸法律研究の目的を以て松山市へ講法会なるものを設立せんと目下其の準備中なりと云へり

〔海南研法会関係新聞記事〕

⑫「海南新聞」第四六一八号 明治二六年三月四日「雑報」

○海南研法会

同会は内外法律の研究特に商法申会社法手形法破産法の如きは既に本年貴衆両院を通過し七月一日より実施せらるゝこととなりしに付益々同法研究の必要切迫せらるゝを以て此度明治法律学校等の卒業生近藤武夫、黒田光太郎、渡辺盛太郎、の三氏首唱發起となり此に題号の如き研法会を設けり 又本会の特別賛成員には本県知事勝間田稔、裁判所長津田要、同予審判事池田覚三、本県書記官浅田知定、代



言人多賀恒信、井上要、玉井正興の諸氏にして其の趣意書及び会則は左の如し

#### 海南研法会趣意書

熟ら宇内の形勢を達観するに萬象醇化の丈法は隙駟の馳すると共に日新月歩の趨勢を以て当に社会の局面を一変し来れり 古昔にありては劍能く理を制し愚能く賢を凌ぎしも人文の開發と共に法益々精々律倍細々寸些銖銖も猶ほ法を以てす 大は国家の根帯政權の分配より小は吾人一挙一動悉く法律の規定によらざるはなし 吾人は法律付与せし權利に依憑し始めて能く吾人生存の目的を遂げ生命財産の安固を得べし 干将の劍孟賁の勇亦身体財産を庇保するに足らず 實に身体財産を庇保する最良の利器は權利なり 鴻儒イエリング氏曰はく今日の社会は權利の競争場なり 吾人は此の社会にあつて權利を求めざるべからず 權利は平安の標準をなすものなりと 夫れ然り寧んぞ然らざるなきを得んや 然れども亦一方に於ては一利に供ふの一害を免かれず 其の極狡豺猾狼の徒干才癡智の鞏勢利の間に逶迤し猥たりに世民の不知に乗じて法を網とし律を四民とし以て我欺を逞ふするに至たり直者敗に泣き曲者に勝を笑ふもの比々皆然り 嗟世路の嶮巖一に此れに至たる而してその原因たる畢竟世人の法律思想に乏しきが為めなり 之れ真に国家の大患豈に恐れて恐れざるべけん 今や我国法治国の体面をなし憲法既に定まれり 民法商法刑法の如きも亦備はれり 而して民法商法は未だ実施せずと雖も其の期眼前に迫まれり 殊に商法中会社の手形破産の篇は本年貴衆両院を通過して七月一日より実施すること、なれり 世人何ぞ之れが覚悟なくして可ならんや 我輩法学専攻士茲に感あり敢て辱鈍を顧みず同志相図り海南研法会なるものを設立し法理を研磨し法律思想の普及を謀らんと欲す 希くは有志の士賛成あらんことを

#### 海南研法会々則

##### 名称及位置

第一条 本会を海南研法会と称す 当分会場を松山市北京町正法寺に置く

##### 目的

第二条 本会の目的は汎く法理を研究し法律思想普及を謀るにあり

##### 課目

第三条 研究課目は民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、憲法、行政法、國際法、理財学等なりとす

##### 会員

法典編纂期愛媛県における法学教育の草創（矢野）

六二一（三〇〇）

第四条 会員を分つて通常会員特別会員となす

一 通常会員とは常に会場に出席して互に法律を研究するものを云ふ  
一 特別会員とは単に本会を翼賛するものを云ふ

但し特別会員と雖とも会場に出席して互ひに研究することを得

研究の方法及時間

第五条 研究の法方は討論演説論講々義の各法を以てす

第六条 本会は将来会員の増加するに随ひ雑誌発行し会員に分つ

第七条 研究時間は毎日午后七時に始め同十時に終る

休日

第八条 本会休日は日曜及大祭祝日とす

会費

第九条 通常会員は会費として毎月五日限り金式拾銭を納むものとす

但し已納の会費中途退会するも返還せざるものとす

第十条 会費を怠納するものは会場に出席することを許さず

入会及退会

第十一条 新たに入会せんとするものは幹事の許可を承け会名簿へ記入調印することを要す

第十二条 退会せんとするものは幹事の許可を得て会員名簿より削除を乞ふ可し

役員

第十三条 本会に会長一名幹事三名書記一名を置く

⑬『海南新聞』第四六二二号 明治二六年三月八日 『雑報』

○講法会研法会に合す

是迄松山には講法会とて諸法律を研究するの会ありしが今度研法会と合併することになりたれば来る十日頃共に其発会式を挙ぐると

⑭『海南新聞』第四六三〇号 明治二六年三月一日日〔雜報〕

○海南研法会

松山北京町に設立したる海南研法会は今十八日午後一時より北京町正法寺内に於て発会式を挙行し午後三時より二番町梅の舎に於て特別會員 会友、紳士紳商及び通常會員等を招き盛んなる祝宴を催す都合なりと云ふ

⑮『海南新聞』第四六三二号 明治二六年三月二日〔雜報〕

○海南研法会発会式

予期の如く海南研法会は十八日会場北京町正法寺に於て開会式を執行せり 今日その模様を記さんに同寺門前には青白の幕を張り国旗を交叉し数十の紅燈を掛け會員昇降口を同寺の玄関とし又式場の中央テーブルに梅花を挿したる大花瓶を備へたり 午後二時會員及び同日招待の紳士紳商一同着席し席定るや講師渡部盛次郎氏創立者総代として創立の趣旨を述べ次に會長多賀恒信氏の演説及び講師近藤武夫氏通常會員樋川晴馬氏の演説等あり 式終るや直ちに二番町梅の舎にて祝宴を張り幹事渡部盛次郎氏一応の挨拶あり 次に津田裁判所長の演説あり 夫より数人の紅裙席上を周旋し宴闌なる頃講師黒田光太郎の演説等ありて散会せり 当日参会者は津田裁判所長始め高須代議士、白川県会議長、木村市長及び銀行栄松社其他の会社俱樂部員新聞記者等無慮七十人なりし

⑯『海南新聞』第四六三四号 明治二六年三月二四日〔雜報〕

○かきよせ二ツ三ツ（井上紫園投）

○其三 聞く多年帝都に在りて蛩雪の勞を積みし在松法学専攻の士、有志諸士の贊助を得て、海南研法会を設置し、広く會員を募集し、法律思想の普及を謀らんとすと、我国近時実業思念、政治思念は稍發達せし感あるも法律思念は特に幼稚たるを免かれず、研法会の起る豈に偶然ならんや、古人曰莫不有始鮮能有終と、此会に在るもの此各現を服膺して其存続に務むべし、敢祈々々

⑰「海南新聞」第四六三二五号 明治二六年三月二五日「寄書」

○海南研法会の設立を喜ぶ

世間若し孔孟の聖のみならしめば、法律何の必要あらん、亦何んぞ其發生を見ん、然れども唯時に獐心毒手或は亦不善不徳の徒あるを如何んせんや 刑法は謂ふまでもなし 民法商法の社会に必要を生ずるも、詮するところ皆之れあるが故のみ。

看よや、近世社会の現象を、明治の今日、而かも幾分の知識あり相應の位置に在るものにして、世人の法律を知らざるを機とし、巧みに法網を脱し之れを欺罔し瞞着し以て不義の利得を貪ふるものあるにあらずや、時に亦故なく吾人貴重の人権を蹂躪するものあるにあらずや、貪ふるもの蹂躪するもの素より其の罪深かし、悪くし、然れども貪らるゝもの亦多少の過ちなしとせず、法律知識の足らざればなり、豈に猥りに他を咎むべけんや。

斯かる不吉の事情の屢余の耳朶を打ち目に触るゝのみならず、今亦将さに会社手形破産法の商事に従事するもの必ず知悉せざるべからざるものゝ、実施せられんとする今日、余は益世人の法律を研究し法律思想を養成するの最大緊要たるを感じたるも、就て学ぶの師なく、行て学ぶの学舎なき余儀なき事情は亦如何ともすること能はず、吾れ人共に空しく世人の法律に暗きため受くるところの直接間接の損害の少なからざるを痛嘆せり。

然れども、社会の必要は終に海南研法会なるものを生み、在松法学専攻の士之れに従事し、広く会員を募集し、以て法律思想の普及を謀らんとす、余は年来の希望の空しからず、数多法学篤志者の学ふに便を得たるを喜ぶなり、会に在るもの研究、討議、広く本邦法律の条章に通じ、猥りに権利を蹂躪さるゝなく、亦彼の狡才猾智の徒の渦奔に陥るなく法律の功徳に浴せんことを希ふて止まざるなり。

井上一刀斎（投）

⑱「海南新聞」第四六四九号 明治二六年四月二二日「雑報」

○法律討論会

明後十四日午後六時より松山北京町正法寺内海南研法会に於て公衆の傍聴を許し法律討論会を開く由 其の討論問題は左の如くなりと

刑事

甲なる男子、乙なる女子と、真実に情死の約束を為したりしに甲は俄かに変心し此に一計を案じ密に毒薬と白砂糖とを持参し甲は自ら

先づ白砂糖の一包を呑み殊更に苦痛の形容を示したるや女子なる乙も直に一包を自ら手に取り服用し即座に死去したり 男子甲の処刑如何

民法

甲者あり同時に一個の不動産を各別に乙丙の二人に売り渡すと契約をなせり 結句不動産は何人の有に帰するや

商法

破産債権者其宣告を受けんとするに当り自己の親族の石碑を調製するの目的にて商業帳簿上前自分の家事及商業費用の額に於て二百円を増加したり 然る処破産処分を受くるに至り此事の発覚されたりと云ふ 果して商法千五十条に適合するや否

演説

七月以後の商事社会

多賀 恒信

⑱「海南新聞」第四六五三号 明治二六年四月一六日〔雑報〕

○法律討論演説会

予記の如く海南研法会員の討論演説会は一昨十四日松山北京町の同会場に於て開会せり 同夜傍聴人は開会前より会場なる正法寺に押し掛け定時刻には立錫の余地もなく聴かて民事問題の討論あり終て、多賀恒信、岩本新、両氏の演説あり 再び刑事問題に付甲論乙駁互に得意の弁を揮ひ全く閉会せしは午後十一時過ぎなりし 同会は是れより毎月一回若しくは二回つゝ、公会を開く筈なりとのこと

⑳「海南新聞」第四六八〇号 明治二六年五月一八日〔雑報〕

○海南研法会

当市北京町の正法寺内に設けありし海南研法会は都合に依りて榎町二十七番戸に移転をなしたりと 又た同会より成立なしある商法研究会は来る二十日の夜松前町なる三村正蔵氏の宅にて初会を開く予定なりと云ふ

⑳「海南新聞」第四七〇七号 明治二六年六月一日「雜報」

○海南研法会

当市西堀端町五十六番戸の海南研法会にては一昨十六日午後六時より商法研究部の創立協議会を開きしが講師には弁護士多賀恒信、同井上要、公証人隅田稜威太郎、慶応義塾々友黒田光太郎の四氏と決し夫れより同部の規則を協議決定し以後毎月三、六、九の日を以て開会に決し左の各項の上には尚ほ商家実用の談話をなす由にて凡そ三ヶ月にて全く講じ終る予定なりと、今各受持講師を聞くに会社法多賀恒信、破産法井上要、手形法隅田稜威太郎、商法通則黒田光太郎の諸氏且つ同日は井上要氏商法の研究なさるべからざる必要を懇ろに演述して午後十一時散会 出勤者は四十三名なりしと

㉑「海南新聞」第四七四八号 明治二六年八月五日「雜報」

○海南研法商法研究会

松山西堀端町なる同会は設立以來追々隆盛に赴き目下会員も六十三名ありとのことなるが明六日の例会は地方天神祭に当るを以て休業すと云ふ

㉒「海南新聞」第四七六九号 明治二六年八月三〇日「雜報」

○海南研法会

松山西堀端町の海南研法会商法研究部は暑中に暫時休会し居りしが昨夜より従前の如く開会し居れりと

〔高松法律会関係新聞記事〕

㉓「海南新聞」第二九三三号 明治二〇年九月二二日「雜報」

○法律会

高松にては須古検事及該地代言人諸氏の発企にて同会を設け已に去る十七日同地東浜なる泉又平氏の別荘に於て其第一回を開きたり 同日会長は須古検事なりしと云ふ

②⑤「海南新聞」第三三二二号 明治二年三月一日 [雑報]

○政法講義

高松令成会英語教師市原源之亮氏は去る十一日々曜日同会に於てミル氏の代議政体を原書に就きて講義し、が傍聴者は会員其他有志者等四十余名ありし 尚ほ爾來毎日曜日午前八時より十二時迄同講義をなし会員外の者も無料にて傍聴を許すよし

②⑥「海南新聞」第三二七六号 明治二年五月一日 [雑報]

○法律討論

高松の裁判官並びに免許代言人其他有志者の結合にて去る五日午後八時より同地倶楽部に於て法律の討論を為せり 其問題は民事「給料の契約なく人の代理を為したる者は追て給料を請求し得るや否や」にて第一説代理契約は無償なるが故請求し能はず 第二説自然法より論じ請求し得ると云ふに在りて第一説多数なりし 又た刑事は「丁年者十二歳以下の者と共に罪を犯したるときは仍ほ犯人多数の故を以て加重するや否や」にて第一説犯人を加重すること 第二説犯人を加重せざることと云ふに在りて第一説多数なりし由

②⑦「海南新聞」第三二二七号 明治二年六月二七日 [雑報]

○法律研究会

丸亀治安裁判所の諸係員は毎日午前六時出庁して同九時迄法律を研究し土曜日には午後二時より同五時迄同研究をなす由なり

②⑧「海南新聞」第三三二〇号 明治二年六月三〇日 [雑報]

○研法

高松研法会にては去る二十三日同地兵庫町倶楽部に於て定期会を開き刑事問題は発題者田尾貫吾氏にて「茲に甲者あり乙者が私に所有する刑法第五百五十七条の物品即ち陸海軍の用に供する銃砲彈藥を窃取したるときは甲者の所分如何すべきか」と云ふにて「乙者に所有権ありて甲者有罪」に決す 又刑「民ノ誤リカ？」事問題は発題者小川正治氏にて「売買を約するに方り売主買主共に詐欺の所為ありたるときは双方より取消を求め得るや」と云ふにて「取消す」に決す 且つ同会は従来会員の親族朋友に限り特に傍聴を許し来りしが去る二十

法典編纂期愛媛県における法学教育の草創(矢野)

六一六(二九四)

三日よりは等の人と雖も傍聴を謝絶することとなせしと聞く

⑳「海南新聞」第三三二二号 明治二年七月三日「雜報」

○研法

高松研法会は一昨々日開きたり 問題は治罪法発題者須古織之助氏にて「原裁判言渡書中に記載ある数罪俱発の場合に於て其一罪に對して上告を為したる場合に大審院は上告外の部分も破毀する権あるや否や」民事発第者土屋兼雄氏にて「戸主甲生前に其次男丙に財産全部を贈与するの遺囑証書を製して丙に与へ甲死したる後ち丙は右証書の通り財産の全部を受け分籍をなしたり 然るに長男乙は遠方より販り來り家名を相続したるに財産一品も之れなきに付丙に係り財産分与を求めたり 右乙請求相立つべきや否や但し参考遺囑証書確實にして親族三名の連署あり」予備刑事発題者近藤熊繻氏にて「老嫗風呂敷包を肩にして山道を通過す 丁壯乙者其包を取らんと欲す 後より其包を引ききたる所甲者不意に引かれたる為め手を離したるに依り乙者は之を取り去る 右乙者の処分如何」と云ふにあり

㉑「海南新聞」第三三六五号 明治二年二月二日「論説」

○法律研究会

丸亀の代言人赤尾勘太氏は本籍は同地九番町に在れども身は重もに高松にありて訴訟代言等の事に従ひ居るとのことなるが今度丸亀南條町四十六番戸大西澤造と云ふ人と組合同横町岡田為三方にて來年一月十三日より毎日曜日に法律研究会を開く筈の由